

【区分】	【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【番号】
仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進に取り組む	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)	短時間正社員への転換や雇入れを行う	キヤリアアップ助成金 (V 短時間正社員コース)	22-V
	事業所内保育施設	事業所内保育施設を設置・運営・増築する	両立支援等助成金 (I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成会)	22-I
	子育て期の短時間勤務制度	育児のための短時間勤務制度を整備し、利用させる	両立支援等助成金 (II 子育て期短時間勤務支援助成会)	22-II
	育児休業代替要員確保	育児休業代替要員を確保する	両立支援等助成金 (III 中小企業両立支援訓練金代替要員確保コース)	22-III
	育児・介護休業中の能力向上	育児・介護休業者に、休業後の再就業を目指すための講習を受講させる	両立支援等助成金 (IV 中小企業両立支援訓練会 休業中能力アップコース)	22-IV
	育児休業者の継続就業支援	育児休業者を原職等に復帰させる	両立支援等助成金 (V 中小企業両立支援訓練会 継続就業支援コース)	22-V
	有期雇用の育児休業者を原職等に復帰させる	有期雇用の育児休業者を原職等に復帰させる	両立支援等助成金 (VI 中小企業両立支援訓練会 有期雇用者継続就業支援コース)	22-VI
	女性の活躍推進	女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修を実施して目標を達成する	両立支援等助成金 (VII ポジティブ・アクション能力アップ助成会)	22-VII
労働者等の職業能力の向上を図る	成長分野等人材	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための職業訓練を行う	キヤリア形成促進助成金 (I 政策課題対応型訓練 成長分野等人材育成コース)	24-I
	グローバル人材	海外調査業務に従事する人材の育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)を行う	キヤリア形成促進助成金 (II 政策課題対応型訓練 グローバル人材育成コース)	24-II
	育休中・復縫・再就職者	育児休業中や直職後、再就職後の能力アップのための訓練を行う	キヤリア形成促進助成金 (III 育休中・復縫後等能力アップコース)	24-III
	若年人材	採用5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を行う	キヤリア形成促進助成金 (IV 政策課題対応型訓練 若年人材育成コース)	24-IV
	熟練技能の育成・承継	熟練技術者の指導力強化や技術承継のための職業訓練、認定職業訓練を行う	キヤリア形成促進助成金 (V 政策課題対応型訓練 熟練技能育成・承継コース)	24-V
	認定実習併用職業訓練	労働者に対してOJTとOFF-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を行う	キヤリア形成促進助成金 (VI 政策課題対応型訓練 認定実習併用職業訓練コース)	24-VI
	自発的職業能力開発	労働者の自発的な職業能力開発による支援を行なう	キヤリア形成促進助成金 (VII 政策課題対応型訓練 自発的職業能力開発コース)	24-VII
	上記以外の訓練		キヤリア形成促進助成金 (*) (VIII 一般型訓練)	24-VIII
	事業主団体などが行う若年労働者への実践的な訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練		キヤリア形成促進助成金 (IX 団体等実践型訓練)	24-IX
	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)に対する訓練	人材育成を図る	キヤリアアップ助成金 (I 人材育成コース)	23-I
	建設労働者に対する訓練	建設労働者の人材育成を行う	建設労働者確実育成助成会	20
	障害者に対する訓練	障害者に対して、職業訓練を受講させるなどの能力開発訓練事業(※5)を行う	障害者を雇用する事業主、事業主団体、社会福祉法人等	16
	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ(または移籍等により労働者を受入れ)訓練を行う		労働移動支援助成金 (II 受入れ人材育成支援助成会)	2-II